



福岡県医師会
平成20年12月24日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

平成21年度「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する
手数料の一部改正及び制度の円滑な運営に向けた準備について

「介護サービス情報の公表」制度につきまして、平成21年度には、従来の項目に加え、新たに療養通所介護等の15項目を追加することとなり、現在厚生労働省において省令等の改正作業が進められております。また、厚生労働省は、平成21年度に向けて安定的な制度運営を図ることができるよう、都道府県行政に対し、①よりわかりやすい形で事業内容の開示等の適切な対応を取ること、②各都道府県における公表事務等を効率化すること、③調査方法を一部見直し、調査の効率化を行うことを踏まえて的確な対応を行うこと、の3点の要請をしております。

それに関連し、平成21年度実施予定の制度の運用の見直しに伴い、手数料に関する指針につきましても事務負担の軽減を目的とした改正が行われることとなり、それらの旨が記載された老健局振興課長通知が12月11日付で都道府県行政宛てに発出され、今般、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お送りいたします。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、介護サービス情報の公表制度につきましては、12月12日開催の社会保障審議会介護給付費分科会でまとめられました、「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」において、次期介護報酬改定に向けて議論することが「今後の方向性について」の章に記載されましたことを申し添えます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

平成 20 年 12 月 15 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕



平成 21 年度「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する
手数料の一部改正及び制度の円滑な運営に向けた準備について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「介護サービス情報の公表」制度につきまして、平成 21 年度には、従来の項目に加え、新たに療養通所介護等の 15 項目を追加することとなり、現在厚生労働省において省令等の改正作業が進められております。また、厚生労働省は、平成 21 年度に向けて安定的な制度運営を図ることができるよう、都道府県行政に対し、①よりわかりやすい形で事業内容の開示等の適切な対応をとること、②各都道府県における公表事務等を効率化すること、③調査方法を一部見直し、調査の効率化を行うことを踏まえて的確な対応を行うこと、の 3 点の要請をしております。

それに関連し、平成 21 年度実施予定の制度の運用の見直しに伴い、手数料に関する指針につきましても事務負担の軽減を目的とした改正が行われることとなり、それらの旨が記載された老健局振興課長通知が 12 月 11 日付で都道府県行政宛てに発出されました。

今般、本会においても厚生労働省より発出された関係通知類を入手いたしましたのでご送付申し上げます。つきましては、貴会傘下の地区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

なお、介護サービス情報の公表制度につきましては、12 月 12 日開催の社会保障審議会介護給付費分科会でまとめられました、「平成 21 年度介護報酬改定に関する審議報告」において、次期介護報酬改定に向けて議論することが「今後の方向性について」の章に記載されましたことを申し添えます。

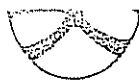
敬 具

(添付資料)

- ・「平成 21 年度「介護サービス情報の公表」制度の円滑な運営に向けた準備について」及び「「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について」の一部改正について」の送付について

(老振発第 1211003 号 平 20. 12. 11 厚生労働省老健局振興課長通知)

以上



老振発第 1211003 号

平成20年12月11日

社団法人日本医師会会長

唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局振興課長



「平成21年度「介護サービス情報の公表」制度の円滑な運営に向けた準備について」及び「「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について」の一部改正について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成20年12月11日付けで各都道府県介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。

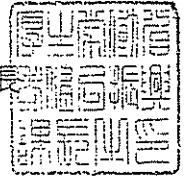


老振発 1211001 号

平成20年12月11日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



平成21年度「介護サービス情報の公表」制度の円滑な運営に向けた準備について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御理解、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「介護サービス情報の公表制度」につきましては、平成18年4月の施行時より、関係者の皆様の御協力をいただきながら、制度の円滑な運営に鋭意取り組んでいただいているところです。

貴都道府県におかれてましては、平成21年度の円滑な施行に向けて、介護保険法施行令第37条の2第1項に基づく報告に関する計画の策定、調査員の養成等、適切に準備をいただいていることと思います。

現在、別添のとおり省令等の改正の作業を行っているところであり、これを踏まえた準備に遺漏のなきようお願いいたします。

また、平成21年度に向けて安定的な制度運営が図られるよう、

- ① 事業運営の透明性の確保について、より分かりやすい形で事業内容の開示等の適切な対応をとること
- ② 各都道府県における公表事務等を効率化すること
- ③ 平成21年度から本年度までの調査方法を一部見直し、調査の効率化を行うことを踏まえて適確な対応を行うこと

等について、取り組んでいただけるよう、あらためてお願いいたします。

別添 改正作業中の主な事項（平成21年4月1日施行予定）

1. 平成21年度追加施行サービスとして、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の29に追加することとしているサービスは以下のとおりであること。

1. 療養通所介護
2. 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
3. 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
4. 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
5. 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
6. 夜間対応型訪問介護
7. 小規模多機能型居宅介護
8. 認知症対応型共同生活介護
9. 地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
10. 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
11. 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
12. 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
13. 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
14. 介護予防小規模多機能型居宅介護
15. 介護予防認知症対応型共同生活介護

2. 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の37における調査を行う調査員数を以下のとおりとすること。

- ・調査員1名以上によって行うこと。

3. 「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18. 3. 31 老振発 0331007 厚生労働省老健局振興課長通知）においてお示しする、平成21年度から一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）を以下のとおりとすること。

様式① 訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護

様式② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護

様式③ 訪問看護＋介護予防訪問看護＋療養通所介護

様式④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション

様式⑤ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋
介護予防認知症対応型通所介護＋療養通所介護

様式⑥ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション＋療養通所介護

様式⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有
料老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護
（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）

様式⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽
費老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護
（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）

様式⑨ 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋特定施設入居者生活
介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施
設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生
活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適
合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）

様式⑩ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉
用具販売

様式⑪ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護

様式⑫ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護

様式⑬ 居宅介護支援

様式⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密
着型介護老人福祉施設入所者生活介護

様式⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期
入所療養介護（介護老人保健施設）

様式⑯ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防
短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

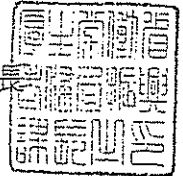


老振発第 1211002 号

平成20年12月11日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する
手数料について」の一部改正について

「「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について」（平成18年3月31日老振発第0331012号）の別紙「「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針」を、別添のとおり改正し、平成21年4月1日より適用することとしたので、内容を御了知の上、各都道府県の実情に応じて適切に運用されたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものであることを念のため申し添える。

(別 添)

○ 「「介護サービス情報の公表」制度」における調査事務等に関する手数料について」 (平成18年3月31日老振発第0331012号) の別紙「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針」 (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 (略) 2 手数料の算定方法 (略) (1) 手数料の算定 ア 調査事務費用 (ア) 必要な調査員数の基本的な考え方 (略) a 前 提 ① 調査対象事業所数 = A 手数料の算定に当たっては、調査事務及び情報公表事務の総量を踏まえて行う必要がある。したがって、介護保険法施行規則第140条の29で定める介護サービスを提供する事業所等を対象として算定するものとする。 <u>また、『「介護サービス情報の公表」制度の施行について』(平成18年3月31日老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「振興課長通知」という。)で規定される一体的な報告・調査を行うサービス区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、一体的に調査等が実施されることから、この場合にはそれぞれ」の事業所を対象として算定せず、1事業所分として算定するものとする。</u> なお、介護保険法施行規則第140条の30第1号に基づき、第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サ-	1 (略) 2 手数料の算定方法 (略) (1) 手数料の算定例 ア 調査事務費用 (ア) 必要な調査員数の基本的な考え方 (略) a 前 提 ① 調査対象事業所数 = A 手数料の算定に当たっては、調査事務及び情報公表事務の総量を踏まえて行う必要がある。したがって、介護保険法施行規則第140条の29で定める介護サービスを提供する事業所等を対象として算定するものとする。 なお、介護保険法施行規則第140条の30第1号に基づき、第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サ-

ビス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である介護サービス事業所等は、原則、本制度の対象としないが、事業者が振興課長通知に定める一体的な報告・調査を行うサービス区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合であって、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となることに留意が必要である。

② 調査を行う調査員数 = B名

介護サービス事業所等の調査は、1介護サービス事業所等当たり、調査員1名以上で行うものとする。

③ 調査に必要な時間数、日数等 = C

介護サービス事業所等の調査は、介護サービス事業所等が予め記入した介護サービス情報等の事前把握、介護サービス事業所と勤務地（在宅を含む。）との間の旅行、介護サービス事業所の訪問調査、調査結果の確認、都道府県知事への調査結果の報告等を行うために必要な時間数、日数等とする。

また、同一所在地にある複数の介護サービス事業所等の調査は、極力同日に行うことが望ましい。

なお、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認済材料の確認を行わないこととしたことから、従来と比べ、調査に必要な時間数が一定程度減少することに留意する。

b 必要調査員数の算定方法例

ビス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である介護サービス事業所等は、原則、本制度の対象としない。

② 調査を行う調査員数 = 2名

介護サービス事業所等の調査は、1介護サービス事業所等当たり、調査員2名以上で行うものとする。

また、調査員の構成は、当面、2名以上のうち1名は、介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等）とすることが望ましい。

③ 調査に必要な時間数、日数等 = B

介護サービス事業所等の調査は、介護サービス事業所等が予め記入した介護サービス情報等の事前把握、介護サービス事業所と勤務地（在宅を含む。）との間の旅行、介護サービス事業所の訪問調査、調査結果の確認、都道府県知事への調査結果の報告等を行うために必要な時間数、日数等とする。

また、同一所在地にある複数の介護サービス事業所等の調査は、極力同日に行うことが望ましい。

b 必要調査員数の算定方法例

【専従調査員による調査実施体制とする場合の算定方法例】

$$\boxed{A} \times \boxed{B \text{名}} \div \boxed{1 \text{チーム当たり年間調査可能数}} \\ \times \boxed{\text{予備体制率}}$$

【随時契約調査員による調査実施体制とする場合の算定方法例】

$$\boxed{A} \times \boxed{B \text{名}} \div \boxed{1 \text{チーム当たり年間調査実施数}} \\ \times \boxed{\text{同一所在地実施率}}$$

(イ) 調査員養成費

調査員養成費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第267号「介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準」の規定に基づき、当該都道府県における研修会場、研修教材、講師等の実態に応じて算定する。また、調査員養成研修は、初回の研修を修了した者については、介護サービス情報の見直し等までの間は、基本的には実施する必要がないことや、施行後3年程度が経過した現在では、基本的な調査事務に必要な調査員数は確保されているものと考えられる。

したがって、今後は、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ、基本的には事業所の増加や追加施行サービスに伴い新たに採用される調査員数等が対象になるものとして適切に算定することとする。

また、介護サービス情報は、介護サービスの種類別に定めることから、介護サービス情報の理解に関する講義については、介護サービスの種類ごとに受講することにより、当該介護サービスに関する調査員となり得るものである。

なお、調査員養成研修及び調査員登録費は、振興課長通知に基づき、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する研修区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができると規定されていることから、これにより調査員養成研修の受講

【専従調査員による調査実施体制とする場合の算定方法例】

$$\boxed{A} \times \boxed{2 \text{名}} \div \boxed{1 \text{チーム当たり年間調査可能数}} \\ \times \boxed{\text{予備体制率}}$$

【随時契約調査員による調査実施体制とする場合の算定方法例】

$$\boxed{A} \times \boxed{2 \text{名}} \div \boxed{1 \text{チーム当たり年間調査実施数}} \\ \times \boxed{\text{同一所在地実施率}}$$

(イ) 調査員養成費

調査員養成費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第267号「介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準」の規定に基づき、当該都道府県における研修会場、研修教材、講師等の実態に応じて算定する。また、調査員養成研修は、初回の研修を修了した者については、介護サービス情報の見直し等までの間は、基本的には実施する必要がないことから、当該期間を3年と見込み、算定された総額の概ね3分の1として平準化し、手数料に算入することが適当である。

なお、介護サービス情報は、介護サービスの種類別に定めることから、介護サービス情報の理解に関する講義については、介護サービスの種類ごとに受講することにより、当該介護サービスに関する調査員となり得るものである。

が省略されることを勘案し適切に算定する。

(ウ) (略)

(エ) 調査員人件費

調査員人件費の算定に当たっては、都道府県等の職員の報酬に関する規程等を踏まえ、算定する。

また、専従調査員の人件費には、各種手当、社会保険料、労働保険料等を適切に算入する必要がある。

【専従調査員の人件費の算定方法例】

$$\boxed{\text{必要調査員数}} \times (\boxed{\text{本俸}} + \boxed{\text{各種手当}} + \boxed{\text{社会保険料}} + \boxed{\text{労働保険料}})$$

【随時契約調査員の人件費の算定方法例】

$$\boxed{\text{契約単価}} \times \boxed{\text{対象事業所}} \times \boxed{\text{C}} \times \boxed{\text{B名}} \times \boxed{\text{同一所在地実施率}}$$

(オ) 調査旅費

調査旅費の算定に当たっては、当該都道府県内の介護サービス事業所等の訪問に要する旅費の総額を勘案して算定するが、次のような考え方に基^レづいて設定することが考えられる。

① 全ての事業所で調査事務手数料の統一単価を設定する場合（介護サービスの種類毎に設定する場合を含む。）

$$\boxed{\text{都道府県内の平均的都道府県内旅費}} \times \boxed{\text{対象事業所数}}$$

(ウ) (略)

(エ) 調査員人件費

調査員人件費の算定に当たっては、都道府県等の職員の報酬に関する規程等を踏まえ、算定する。

この場合、調査員については、当面、介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等）及びそれ以外の者で構成することとしていることから、当該要件に応じた報酬水準の設定等について、適宜配慮して差し支えない。

また、専従調査員の人件費には、各種手当、社会保険料、労働保険料等を適切に算入する必要がある。

【専従調査員の人件費の算定方法例】

$$\boxed{\text{必要調査員数}} \times (\boxed{\text{本俸}} + \boxed{\text{各種手当}} + \boxed{\text{社会保険料}} + \boxed{\text{労働保険料}})$$

【随時契約調査員の人件費の算定方法例】

$$\boxed{\text{契約単価}} \times \boxed{\text{対象事業所}} \times \boxed{\text{B}} \times \boxed{\text{2名}} \times \boxed{\text{同一所在地実施率}}$$

(オ) 調査旅費

調査旅費の算定に当たっては、当該都道府県内の介護サービス事業所等の訪問に要する旅費の総額を勘案して算定する。

$$\boxed{\text{都道府県内の平均的都道府県内旅費}} \times \boxed{\text{対象事業所数}}$$

× B名 × 同一所在地実施率

② 同日調査における併設事業所の調査事務手数料を減額設定する場合

a 単独事業所(併設事業所も併せて同日調査する場合の1件目を含む。)の調査事務手数料を算定する旅費総額

都道府県内の平均的都道府県内旅費 × 対象事業所数

× B名

b 同日調査の併設事業所の調査事務手数料を算定するための、併設事業所に係る旅費の重複調整分

都道府県内の平均的都道府県内旅費 × 対象事業所数

× B名 × (1 - 同一所在地実施率)

(力) (略)

イ 情報公表事務費用

(ア) 公表情報入力費

公表情報入力費の算定に当たっては、都道府県の標準的な電子情報入力費を勘案して算定する。また、入力量については、概ね全てのサービスに係る初回の入力完了する平成22年度以降は、基本的に訂正入力のみとすることが可能であることから、少なくとも、介護サービス情報の見直し等までの間は、入力量が減少すると考えられる。

このため、都道府県内の公表事務の実情を踏まえ、平成21年度は、①訂正入力分、②平成21年度追加サービス分及び③新規事業所分に伴う入力量等を勘案して適切に算定することとし、平成22年度以降については、基本的には①訂正入力分及び②新規事業所に伴う入力量等を勘案し適切に算定

× 2名 × 同一所在地実施率

(力) (略)

イ 情報公表事務費用

(ア) 公表情報入力費

公表情報入力費の算定に当たっては、都道府県の標準的な電子情報入力費を勘案して算定する。また、入力量については、初回の入力後は、訂正入力のみとすることが可能と考えられ、少なくとも、介護サービス情報の見直し等までの間は、基本的には入力量が減少することから、当該期間を3年と見込み、算定された総額の概ね3分の1として平準化し、手数料に算入することが適当である。

する。

なお、公表情報入力の対象事業所数については、事業所報告・調査結果報告について、インターネット上での報告が導入されたことから、導入前より対象事業所が減少すると考えられる。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{基本情報文字入力単価}} \times \boxed{\text{基本情報文字入力量}} \\ \times & \boxed{\text{対象事業所数}} + \boxed{\text{調査情報数字入力単価}} \\ \times & \boxed{\text{調査情報数字入力量}} \times \boxed{\text{対象事業所数}} \end{aligned}$$

(イ) 及び (ウ) (略)

(2) 手数料単価の設定の考え方
(略)

ア (略)

イ 具体的な手数料単価設定の考え方
(略)

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) 併設事業所の手数料単価を減額設定する方法 (同日調査の場合)

同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料単価の設定については、算定に当たり、2 (1) ア (オ) ①のように、旅費の効率化分について、同一所在地実施率を乗じることにより、全事業所で均一に効率化分を調整する設定方法に拘ることなく、各都道府県の考え方や実情に応じて、2 件目以降の併設事業所の手数料単価について、調査旅費総額の算定の段階では同日調査による旅費の重複分を調整せず、最終の個別の手数料単価設定の段階で、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事

$$\begin{aligned} & (\boxed{\text{基本情報文字入力単価}} \times \boxed{\text{基本情報文字入力量}} \\ \times & \boxed{\text{対象事業所数}} + \boxed{\text{調査情報数字入力単価}} \\ \times & \boxed{\text{調査情報数字入力量}} \times \boxed{\text{対象事業所数}}) \\ \times & \text{平準化率 } 1 / 3 \end{aligned}$$

(イ) 及び (ウ) (略)

(2) 手数料単価の設定の考え方
(略)

ア (略)

イ 具体的な手数料単価設定の考え方
(略)

(ア) 及び (イ) (略)

業者等の理解が得られる手数料単価の設定を行うことも考えられる。

なお、減額設定については、当該都道府県内の実情に応じ、1組の調査員が1日に調査可能な件数の範囲内において減額設定を行うものとする。

① 単独事業所（1件目）の調査事務手数料単価の算定方法例

$$\begin{aligned} & (\text{調査員養成費} + \text{調査員登録費} + \text{調査員人件費} \\ & + \text{調査旅費 (2 (1) ア (オ) ② a)} + \text{公表情報入力費} \\ & + \text{公表システム維持管理費} \\ & + \text{調査事務管理・運営費} + \text{公表事務管理・運営費}) \\ & \div \text{対象事業所数} = \alpha \end{aligned}$$

② 同日調査における併設事業所（2件目以降）の調査事務手数料単価の算定方法例

$$\begin{aligned} & \alpha - (\text{調査旅費 (2 (1) ア (オ) ② b)} \\ & \div \text{対象事業所数} \times (1 - \text{同一所在地実施率}) \end{aligned}$$

ウ 留意点

「介護サービス情報の公表」は、介護保険法に基づく事業所の義務であり、また、都道府県知事が策定する計画に基づいて行われることを踏まえると、介護サービス事業所は、基本的に自ら指定調査機関を選定できないことから、基本的には調査員の旅行に伴う費用によって負担額に差が生じるような仕組みとすることは適当ではない。

3 (略)

ウ 留意点

「介護サービス情報の公表」は、介護保険法に基づく事業所の義務であり、また、都道府県知事が策定する計画に基づいて行われることを踏まえると、介護サービス事業所は、基本的に自ら指定調査機関を選定できないことから、調査員の旅行に伴う費用によって負担額に差が生じるような仕組みとすることは適当ではない。

3 (略)

「介護サービス情報の公表」制度における手数料に関する指針

本指針は、「介護サービス情報の公表」制度が、介護保険法の規定に基づいて施行されるものであることを踏まえ、都道府県知事、介護保険法第115条の30第1項に規定する指定調査機関（以下、「指定調査機関」という。）又は第115条の36第1項に規定する指定情報公表センター（以下、「指定情報公表センター」という。）が介護サービス事業者から徴収することができる手数料の基本的考え方、算定方法、徴収方法等について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として全国的な見地から提示するものである。

1 手数料の基本的考え方

（1）事業者の義務としての「介護サービス情報の公表」

「介護サービス情報の公表」制度において、介護サービス事業者は、都道府県知事に対して介護保険法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報（以下、介護サービス情報という。）を報告するとともに、介護サービス情報のうち介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）（以下、「介護保険法施行規則」という。）第140条の32で定めるものについて都道府県知事が行う訪問調査を受けるものであり、これらは、介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者の義務となる。

また、介護サービス情報の公表は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護高齢者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために行われるものである。同時に、介護サービス事業者にとっては、自らの介護サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表し、利用者による適切な選択を促す仕組みであることから、良質なサービスを提供する介護サービス事業者が選択されることを支援するために行われるものである。都道府県知事は、このような利用者及び介護サービス事業者双方への便宜を公平に供与する見地から、利用者による介護サービス情報の比較検討に資するとともに、介護サービス情報の公平な公表の機会を提供する方法により、本制度を実施するものである。

（2）都道府県事務の手数料

地方自治法第227条によると、地方公共団体は、地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについて、手数料を徴収することができることとされている。

都道府県知事は、介護サービス事業者の義務の履行を支援するとともに、介護サービス事業者への便宜を供与するために必要な調査及び公平な情報

の公表の機会を提供する事務を行うものであることから、介護サービス事業者から、手数料を徴収できるものである。

(3) 手数料の構成

本制度を運営する費用は、調査事務に要する費用及び情報公表事務に要する費用により構成するものとし、介護サービス事業者から徴収することができる手数料等をこれに充てるものとする。

ア 調査事務に要する費用

調査事務に要する費用は、介護サービス事業所又は施設（以下、介護サービス事業所等という。）の訪問調査等を行う調査員の養成費、登録費、人件費、訪問調査に必要な旅費及び調査事務管理・運営費により構成するものとする。

(ア) 調査員養成費

調査員養成費は、第115条の31第2項の規定に基づいて、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第37条の7第1項に定める要件を備える調査員（以下「調査員」という。）を養成するために行う研修に係る費用とすることを基本とする。

なお、特に調査員養成費については、各都道府県の調査員募集の考え方や実情に応じて、その一部又は全部を調査員養成研修受講者の負担とし、当該手数料に算入しないことができる。

(イ) 調査員登録費

調査員登録費は、調査員養成研修修了者を登録するために必要な経費とすることを基本とする。

なお、特に調査員登録費については、各都道府県の調査員募集の考え方や実情に応じて、その一部又は全部を調査員負担とし、当該手数料に算入しないことができる。

(ウ) 調査員人件費

調査員人件費は、調査員に係る人件費とすることを基本とする。

(エ) 調査旅費

調査旅費は、調査員が、介護保険法施行規則第140条の37第2号に規定する介護サービス事業所への訪問に係る費用とすることを基本とする。

(オ) 調査事務管理・運営費

調査事務管理・運営費は、調査事務を管理・運営するための必要かつ適切な事務費、人件費等とすることを基本とする。

イ 情報公表事務に要する費用

公表に要する費用は、「都道府県介護サービス情報公表システム」（以下、「公表システム」という。）への介護サービス情報入力費、公表システム維持管理費及び公表事務管理・運営費により構成するものとする。

（ア）介護サービス情報入力費

介護サービス情報入力費は、介護サービス情報を、公表システムに入力するために必要な経費とすることを基本とする。

（イ）公表システム維持管理費

公表システム維持管理費は、公表システムの運営、保守等に必要な経費とすることを基本とする。

（ウ）公表事務管理・運営費

公表事務管理・運営費は、公表事務を管理・運営するための必要かつ適切な事務費、人件費等とすることを基本とする。

2 手数料の算定方法

「介護サービス情報の公表」の手数料の算定に当たっては、1の（3）の費用を徴収し、当該都道府県において本制度の対象となる介護サービス事業所等の調査事務及び情報公表事務が円滑に実施できる水準であるとともに、過度の剰余が生じる水準であってはならない。また、制度施行当初における調査員の養成、訪問調査、介護サービス情報の公表システムへの入力等の事務は、年々効率的かつ適切に実施することが可能となることを考慮しつつ、将来に渡り平準化された水準であることが必要である。

このため、都道府県において手数料の額を定めるに当たっては、以下の手数料の算定例を参考としながら、当該都道府県における本制度の実施体制や地理的条件を踏まえ、本制度に係る費用に応じて、適切に定める必要がある。

（1）手数料の算定例

ア 調査事務費用

（ア）必要な調査員数の基本的な考え方

必要な調査員数は、aの前提及びbの算定方法例を参考として、各都道府県の調査実施体制に応じて算定する。

a 前 提

$$\text{① 調査対象事業所数} = \boxed{A}$$

手数料の算定に当たっては、調査事務及び情報公表事務の総量

を踏まえて行う必要がある。したがって、介護保険法施行規則第140条の29で定める介護サービスを提供する事業所等を対象として算定するものとする。

また、『「介護サービス情報の公表」制度の施行について』（平成18年3月31日老振発第0331007号 厚生労働省老健局振興課長通知。以下「振興課長通知」という。）で規定される一体的な報告・調査を行うサービス区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、一体的に調査等が実施されることから、この場合にはそれぞれの事業所を対象として算定せず、1事業所分として算定するものとする。

なお、介護保険法施行規則第140条の30第1号に基づき、第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である介護サービス事業所等は、原則、本制度の対象としないが、事業者が振興課長通知に定める一体的な報告・調査を行うサービス区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合であって、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となることに留意が必要である。

② 調査を行う調査員数 = B名

介護サービス事業所等の調査は、1介護サービス事業所等当たり、調査員1名以上で行うものとする。

③ 調査に必要な時間数、日数等 = C

介護サービス事業所等の調査は、介護サービス事業所等が予め記入した介護サービス情報等の事前把握、介護サービス事業所と勤務地（在宅を含む。）との間の旅行、介護サービス事業所の訪問調査、調査結果の確認、都道府県知事への調査結果の報告等を行うために必要な時間数、日数等とする。

また、同一所在地にある複数の介護サービス事業所等の調査は、極力同日に行うことが望ましい。

なお、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認済材料の確認を行わないこととしたことから、従来と比べ、調査に必要な時間数が一定程度減少することに留意する。

b 必要調査員数の算定方法例

【専従調査員による調査実施体制とする場合の算定方法例】

$$\boxed{A} \times \boxed{B \text{名}} \div \boxed{1 \text{チーム当たり年間調査可能数}} \\ \times \boxed{\text{予備体制率}}$$

【随時契約調査員による調査実施体制とする場合の算定方法例】

$$\boxed{A} \times \boxed{B \text{名}} \div \boxed{1 \text{チーム当たり年間調査実施数}} \\ \times \boxed{\text{同一所在地実施率}}$$

(イ) 調査員養成費

調査員養成費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第267号「介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準」の規定に基づき、当該都道府県における研修会場、研修教材、講師等の実態に応じて算定する。また、調査員養成研修は、初回の研修を修了した者については、介護サービス情報の見直し等までの間は、基本的には実施する必要があることや、施行後3年程度が経過した現在では、基本的な調査事務に必要な調査員数は確保されているものと考えられる。

したがって、今後は、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ、基本的には事業所の増加や追加施行サービスに伴い新たに採用される調査員数等が対象になるものとして適切に算定することとする。

また、介護サービス情報は、介護サービスの種類別に定めることから、介護サービス情報の理解に関する講義については、介護サービスの種類ごとに受講することにより、当該介護サービスに関する調査員となり得るものである。

なお、調査員養成費及び調査員登録費は、振興課長通知に基づき、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する研修区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができると規定されていることから、これにより調査員養成研修の受講が省略されることを勘案し適切に算定する。

(ウ) 調査員登録費

調査員登録費の算定に当たっては、介護保険法施行令第37条の7第1項に規定する調査員名簿の管理、第37条の7第2項に規定する

調査員登録証明書の作成等の調査員登録に係る事務費等を勘案して算定する。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{必要調査員数}} \times \boxed{\text{調査員名簿登録費}} + \\ & \boxed{\text{必要調査員数}} \times \boxed{\text{調査員登録証明書の作成・交付等}} \end{aligned}$$

(エ) 調査員人件費

調査員人件費の算定に当たっては、都道府県等の職員の報酬に関する規程等を踏まえ、算定する。

また、専従調査員の人件費には、各種手当、社会保険料、労働保険料等を適切に算入する必要がある。

【専従調査員の人件費の算定方法例】

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{必要調査員数}} \times (\boxed{\text{本俸}} + \boxed{\text{各種手当}} + \\ & \boxed{\text{社会保険料}} + \boxed{\text{労働保険料}}) \end{aligned}$$

【随時契約調査員の人件費の算定方法例】

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{契約単価}} \times \boxed{\text{対象事業所}} \times \boxed{C} \\ & \times \boxed{B \text{名}} \times \boxed{\text{同一所在地実施率}} \end{aligned}$$

(オ) 調査旅費

調査旅費の算定に当たっては、当該都道府県内の介護サービス事業所等の訪問に要する旅費の総額を勘案して算定するが、次のような考え方に基づいて設定することが考えられる。

- ① 全ての事業所で調査事務手数料の統一単価を設定する場合（介護サービスの種類毎に設定する場合を含む。）

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{都道府県内の平均的都道府県内旅費}} \times \boxed{\text{対象事業所数}} \\ & \times \boxed{B \text{名}} \times \boxed{\text{同一所在地実施率}} \end{aligned}$$

- ② 同日調査における併設事業所の調査事務手数料を減額設定する場合

- a 単独事業所（併設事業所も併せて同日調査する場合の1件目を含む。）の調査事務手数料を算定する旅費総額

$$\boxed{\text{都道府県内の平均的都道府県内旅費}} \times \boxed{\text{対象事業所数}}$$

$$\times \boxed{\text{B名}}$$

- b 同日調査の併設事業所の調査事務手数料を算定するための、併設事業所に係る旅費の重複調整分

$$\boxed{\text{都道府県内の平均的都道府県内旅費}} \times \boxed{\text{対象事業所数}}$$

$$\times \boxed{\text{B名}} \times \boxed{(1 - \text{同一所在地実施率})}$$

(カ) 調査事務管理・運営費

調査事務管理・運営費の算定に当たっては、調査事務の管理等に必要な事務費、人件費等について、当該都道府県内の必要かつ適切な調査事務量を勘案して算定する。

$$\boxed{\text{調査事務費}} + \boxed{\text{調査事務従事職員数}} \times (\boxed{\text{本俸}} + \boxed{\text{各種手当}} + \boxed{\text{社会保険料}} + \boxed{\text{労働保険料}})$$

イ 情報公表事務費用

(ア) 公表情報入力費

公表情報入力費の算定に当たっては、都道府県の標準的な電子情報入力費を勘案して算定する。また、入力量については、概ね全てのサービスに係る初回の入力が完了する平成22年度以降は、基本的に訂正入力のみとすることが可能であることから、少なくとも、介護サービス情報の見直し等までの間は、入力量が減少すると考えられる。このため、都道府県内の公表事務の実情を踏まえ、平成21年度は、①訂正入力分、②平成21年度追加サービス分及び③新規事業所分に伴う入力量等を勘案して適切に算定することとし、平成22年度以降については、基本的には①訂正入力分及び②新規事業所に伴う入力量等を勘案し適切に算定する。

なお、公表情報入力の対象事業所数については、事業所報告・調査結果報告について、インターネット上での報告が導入されたことから、導入前より対象事業所が減少すると考えられる。

$$\begin{aligned}
& \boxed{\text{基本情報文字入力単価}} \times \boxed{\text{基本情報文字入力量}} \\
& \times \boxed{\text{対象事業所数}} \\
& + \boxed{\text{調査情報数字入力単価}} \times \boxed{\text{調査情報数字入力量}} \\
& \times \boxed{\text{対象事業所数}}
\end{aligned}$$

(イ) 公表システム維持管理費

公表システムの維持管理に要する費用について算定する。

(ウ) 情報公表事務管理・運営費

情報公表事務管理・運営費の算定に当たっては、介護サービス情報の報告の受理・管理等に必要な事務費、人件費等について、当該都道府県内の必要かつ適切な公表事務量を勘案して算定する。

$$\begin{aligned}
& \boxed{\text{公表事務費}} + \boxed{\text{公表事務従事職員数}} \times (\boxed{\text{本俸}} \\
& + \boxed{\text{各種手当}} + \boxed{\text{社会保険料}} + \boxed{\text{労働保険料}})
\end{aligned}$$

(2) 手数料単価の設定の考え方

当該都道府県における調査事務又は情報公表事務に係る手数料の単価の設定に当たっては、本制度全体の運営費を適切に見込むとともに、介護サービス事業所等から毎年徴収する手数料として、将来に渡り平準化して設定することが適当と考えている。

また、手数料単価の設定に当たっては、介護サービス事業所等が現実負担可能な範囲であるとともに、小規模な介護サービス事業所等の負担能力に配慮することも考えられる。

ア 標準的な手数料単価の算定方法例

$$\begin{aligned}
& (\boxed{\text{調査員養成費}} + \boxed{\text{調査員登録費}} + \boxed{\text{調査員人件費}} \\
& + \boxed{\text{調査旅費}} + \boxed{\text{公表情報入力費}} \\
& + \boxed{\text{公表システム維持管理費}} \\
& + \boxed{\text{調査事務管理・運営費}} + \boxed{\text{公表事務管理・運営費}}) \\
& \div \boxed{\text{対象事業所数}}
\end{aligned}$$

イ 具体的な手数料単価設定の考え方

具体的な手数料単価の設定に当たっては、次のような考え方に基づいて設定することが考えられる。

(ア) 統一単価を設定する方法

「介護サービス情報の公表」の調査事務及び情報公表事務の量は、介護サービスの種類ごとに異なるが、介護サービス事業所等の訪問調査は、各介護サービスともに1日以内で実施可能であり、公表を行う情報の量も当該調査に準じた量であることを踏まえると、基本的には、全ての事業所が統一単価に基づいて、手数料を負担することとする。

この場合の具体的な単価は、アの標準的な手数料単価に準じて定める。

(イ) 介護サービスの種類別単価を設定する方法

アの標準的な手数料単価を基本とし、介護サービスの種類に応じた調査事務の量、内容等を勘案して介護サービスの種類別単価を設定する。

(ウ) 併設事業所の手数料単価を減額設定する方法（同日調査の場合）

同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料単価の設定については、算定に当たり、2（1）ア（オ）①のように、旅費の効率化分について、同一所在地実施率を乗じることにより、全事業所で均一に効率化分を調整する設定方法に拘ることなく、各都道府県の考え方や実情に応じて、2件目以降の併設事業所の手数料単価について、調査旅費総額の算定の段階では同日調査による旅費の重複分を調整せず、最終の個別の手数料単価設定の段階で、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる手数料単価の設定を行うことも考えられる。

なお、減額設定については、当該都道府県内の実情に応じ、1組の調査員が1日に調査可能な件数の範囲内において減額設定を行うものとする。

① 単独事業所（1件目）の調査事務手数料単価の算定方法例

$$\begin{aligned} & (\boxed{\text{調査員養成費}} + \boxed{\text{調査員登録費}} + \boxed{\text{調査員人件費}} \\ & + \boxed{\text{調査旅費（2（1）ア（オ）②a）}} + \boxed{\text{公表情報入力費}} \\ & + \boxed{\text{公表システム維持管理費}} \end{aligned}$$

$$+ \boxed{\text{調査事務管理・運営費}} + \boxed{\text{公表事務管理・運営費}} \\ \div \boxed{\text{対象事業所数}} = \alpha$$

- ② 同日調査における併設事業所（2件目以降）の調査事務手数料単価の算定方法例

$$\alpha - \left(\boxed{\text{調査旅費（2（1）ア（オ）②b）}} \right. \\ \div \boxed{\text{対象事業所数}} \times \boxed{\left(1 - \text{同一所在地実施率} \right)}$$

ウ 留意点

「介護サービス情報の公表」は、介護保険法に基づく事業所の義務であり、また、都道府県知事が策定する計画に基づいて行われることを踏まえると、介護サービス事業所は、基本的に自ら指定調査機関を選定できないことから、基本的には調査員の旅行に伴う費用によって負担額に差が生じるような仕組みとすることは適当ではない。

3 手数料の徴収・支払方法

（1）手数料の徴収方法について

都道府県知事は、基本的には、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づいて、調査事務及び情報公表事務に係る手数料を徴収することができるものである。また、当該手数料を一括して徴収することも可能である。さらに、都道府県知事は、地方自治法施行令第158条の規定に基づいて、当該手数料の徴収事務を、指定調査機関又は指定情報公表センターに委託することができるものと考えられる。

また、法第115条の30第3項（法第115条の36第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、調査事務に係る手数料については指定調査機関が、情報公表事務に係る手数料については指定情報公表センターがそれぞれ徴収することも可能である。

（2）手数料の徴収先について

調査事務に係る手数料については、調査を受けようとする介護サービス事業者から徴収することが可能であり、情報公表事務に係る手数料については、報告を行おうとする介護サービス事業者から徴収することが可能である。

なお、調査員養成研修に係る手数料及び調査員登録に係る手数料を徴収する場合においては、前述したとおりである。

（3）徴収の時期

手数料の徴収の時期は、適宜定められたい。

(4) 手数料の収入方法について

都道府県知事は、調査事務に係る手数料及び情報公表事務に係る手数料を収入とすることが可能である。

また、調査事務に係る手数料については指定調査機関が、情報公表事務に係る手数料については指定情報公表センターがそれぞれ収入とすることも可能である。例えば、この場合であって、調査員養成研修に係る費用及び調査員登録に係る費用を、調査事務に係る手数料に算入している場合は、都道府県知事は、各指定調査機関と調査員の確保に係る契約を締結した上で、指定調査機関から調査員養成研修に係る費用及び調査員登録に係る費用の支払いを受けることとなる。そのうち、介護保険法施行令第37条の7第4項調査員養成研修を指定した者に行わせる場合には、都道府県知事は、調査員養成研修に係る費用を指定した者に対して支払うこととなるなど、所要の手続きが必要である。調査員養成研修を行う者として、指定調査機関の指定を受けた法人を指定する場合にあっては、この限りではない。

なお、調査員養成研修に係る費用等を調査員が負担する仕組みの場合であって、かつ、調査事務に係る手数料に当該費用を算入している場合には、調査員に支払われる費用に、相当額を適切に充てることが適当であると考えられる。